

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	北海道立美術館利用規則
根拠条項	第5条、第6条第2項
処分の概要	入館の制限
法令の定め	<ul style="list-style-type: none">・館長は、他人に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるものに対しては、道立美術館の入館を断ることができる。・館長は、入館者が前項の規定に違反し、かつ、道立美術館の管理運営上支障があると認めるときは、当該入館者を退館させることができる。
処分基準	
処分担当課	北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課博物館グループ (電話番号：011-231-4111 内線35-613) 北海道立近代美術館 (電話番号：011-644-6881) 北海道立三岸好太郎美術館 (電話番号：011-644-8901) 北海道立旭川美術館 (電話番号：0166-25-2577) 北海道立函館美術館 (電話番号：0138-56-6311) 北海道立帯広美術館 (電話番号：0155-22-6963)
問い合わせ先	同上
備考	処分をするかどうかを判断するために必要とされる基準が、法令の定めに規定し尽くされているため、処分基準は設定しない。 北海道立美術館利用規則第5条、第6条 公表アドレス： http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/bnh/gyouseitetsuzukil.htm